

民間規格のリスト化等、国の基準の改正要請、民間規格の改定に関する意見募集について

日電規委 2026 第 0009 号
令和 8 年 6 月 22 日
日本電気技術規格委員会

日本電気技術規格委員会では、標記について令和 8 年 6 月 22 日の委員会で評価いたしました。以下の内容をご確認いただき、本件についてご意見のある方は理由を付して文書でご提出ください。

1. 件名

- 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021) の定期確認について
- 「直接埋設式(砂巻き)による低圧地中電線の施設」(JESC E6007) の定期確認について
- 定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等についての改正要請について
- 「発電用ボイラー規程」(JESC T0002) の改定について
- 非常調速装置の使用前自主検査方法の改正要請について

2. 案件の趣旨、目的、内容等について

(1) 「臨時電線路に適用する防護具及び離隔距離」(JESC E2021) の定期確認について

- 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規格は、低圧、高圧又は 35kV 以下の特別高圧の架空電線を防護具に収めて臨時電線路として使用する場合の防護具の規格及び離隔距離を規定するものです。
前回の確認から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。
JESC E2021 は、既に電技解釈第 133 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い、国の第 16 回電力安全小委員会で示された技術基準の体系（以下、「民間規格のリスト化」という。）の報告を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

(2) 「直接埋設式(砂巻き)による低圧地中電線の施設」(JESC E6007) の定期確認について

- 民間規格等作成機関
配電専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
本規格は、地中電線路の直接埋設式による施設のうち、直接埋設式(砂巻き)により低圧地中電線を施設する場合の要件について規定するものです。
規格の制定から 5 年が経過するため、JESC 運営要領「民間規格等制改定の審議に係る要領」に基づき、規定内容の確認を行いました。
JESC E6007 は、既に電技解釈第 120 条に引用されておりますが、今回の定期確認に伴い「民間規格のリスト化」の要請を国へ行うため、日本電気技術規格委員会において技術評価を実施しました。（技術評価書は <https://www.jesc.gr.jp/public-comment/public-comment.html> に掲載しています。）

今後、国へ JESC E6007 の民間規格のリスト化を要請いたします。

(3) 定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等についての改正要請について

- 民間規格等作成機関
余寿命診断専門部会（事務局：公益社団法人日本材料学会）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「火力設備における電気事業法施行規則第 94 条の 2 第 2 項第 2 号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法等について」とは、火力設備の定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審議基準例及び申請方法を定めたものです。
この中の「余寿命診断に関する指針」では、余寿命診断手法が規定されていますが、規定された手法と同等の精度があることが客観的に確認できれば手法の追加が可能となっています。今回、余寿命診断専門部会において同等の精度が確認された手法を策定したことから、母材の破壊試験法、及び溶接部の組織対比法（溶接部）について、手法追加の提案を行うものです。

(4) 「発電用ボイラー規程」(JESC T0002) の改定について

- 民間規格等作成機関
火力専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「発電用ボイラー規程」(JESC T0002) は、発電用火力設備に使用するボイラー、独立過熱器、蒸気貯蔵器及びこれらの附属設備（液化ガス設備を除く。）に必要な事項を定めた民間自主規格です。
今回の改定は、前回改定から約 5 年が経過するため、JIS などの関連規格の改正状況の確認及び継続引用の妥当性の確認等を行うものです。

(5) 非常調速装置の使用前自主検査方法の改正要請について

- 民間規格等作成機関
火力専門部会（事務局：一般社団法人日本電気協会 技術部）
- 策定趣旨・策定目的・規程内容等
「使用前自主検査及び使用前自己確認方法の解釈」とは、電気事業法施行規則第 73 条の 4 に規定する使用前自主検査及び同施行規則第 76 条に規定する使用前自己確認の方法を定めたものです。
非常調速装置の新たな使用前自主検査方法について検討した結果、「使用前自主検査及び使用前自己確認方法の解釈」に照らし十分な保安水準が確保できる新たな検査方法を策定したことから、新たな検査方法の提案を行うものです。

3. 規格の発行予定及び国への要請予定

令和 8 年 8 月以降

4. 問い合わせ先・意見提出先

以下に示す問い合わせ先で、関連資料の閲覧が可能です。また、郵送や電子メールによる資料の送付も行っていますので、その際はお問い合わせください。ただし、郵送をご希望の場合、コピー代及び郵送料については実費のご負担をお願いいたします。
(問い合わせ先・意見提出先)
日本電気技術規格委員会 事務局（一般社団法人日本電気協会 電気規格室）
住 所：〒100-0006 東京都千代田区有楽町 1-7-1 有楽町電気ビル北館 4 階
電 話：03-6629-9197
電子メール：委員会ホームページ（<https://www.jesc.gr.jp>）の「お問い合わせ」フォームからお願いいたします。

5. 意見提出期間

受付開始日：令和 8 年 6 月 26 日（金） 受付終了日：令和 8 年 7 月 25 日（土）

6. 注意事項

ご意見は、氏名・連絡先（住所、電話番号、電子メールアドレス）を明記の上、書面又は電子メールにてご提出ください。いただきましたご意見等につきましては、連絡先を除き、ご意見の要約又は全てが公開される可能性があることをご了承ください。
備考：日本電気技術規格委員会は、電気事業法の審査基準に引用されるような民間規格・基準等を審議、承認する公正・中立な民間規格評価機関として、平成 9 年に設立された委員会で、上記案件は、委員会の規約に基づいて公表するものです。